

お試しちょっと暮らし住宅申し込みからご利用までのながれ

(別紙の概要説明と「田子町移住体験住宅(お試しちょっと暮らし住宅)実施要綱」を必ず一読され、その内容をご理解のうえ問い合わせしてください。)

▼お問い合わせ(物件情報・利用状況の確認、仮予約)

まず、田子町役場住民課子育て定住移住支援室(Tel 0179-23-0678)まで、お問い合わせ(原則として平日の午前8時30分から午後5時まで)ください。住宅の予約状況や借用申請についてご案内いたします。空いている期間がありましたら、仮予約を受付いたします。

※仮予約は、初めて利用する方を優先させていただく場合がございます。



▼申し込み(借用期間開始日の3ヶ月前より受付)

仮予約後、借用する3ヶ月前より申請書を受付します。「田子町移住体験住宅借用申請書」を田子町ホームページからダウンロードし(必要な場合は町から郵送します)、必要事項をご記入のうえ、利用者全員分の住民票謄本または抄本を同封し、郵送にて提出してください(郵送のみ受付)。申請書は、添付書類を含め、使用する14日前までに到着するようにお願いします。

※田子町移住体験住宅借用申請書を1部送付(捺印、住民票を必ず確認)

※住民票謄本または抄本の発行日は、交付から3ヶ月以内のものを添付

(借用開始日 年 月 日 → 申込書受付開始日 年 月 日から)



▼申請書受理・審査

申請書の到着を受け、その内容を確認・審査いたします。通常、到着から7日以内に確認・審査をします。



▼利用決定

利用を決定しましたら「田子町移住体験住宅借用許可書」を郵送で交付します。



▼入居開始当日(契約書締結と前納金支払い)

許可書の交付を受けた方は、原則として入居開始日の午前中に田子町役場住民課子育て定住移住支援室窓口においていただき、「田子町移住体験住宅定期賃借契約書」を締結します。この契約締結時に定期賃借契約の説明をいたします。この際には、免許証・保険証など本人確認ができる身分証、借用許可書とともに必ず印鑑を持参してください。また、借用料、預かり金については前納となっていますので、契約締結後直ちにお支払いいただきます。支払いは、町所定の「納入通知書」により町の指定金融機関で振り込んでいただくか、住民課子育て定住移住支援室窓口にて直接現金によりお支払いください。



▼入居開始

町担当職員が借り受け者と同行し、お試しちょっと暮らし住宅まで案内するとともに、注意事項などを説明します。